

パークボランティア設置要綱

1 目的

国立公園及び国民公園（以下「国立公園等」という。）の保護管理、利用者指導又はこれらの一環として行われる各種活動について、広く国民の参加を得ることを通じ、これらの活動の一層の充実を図るとともに、自然保護思想の普及啓発を図ることを目的として、国立公園等にパークボランティアを置く。

2 定義

本要綱にいう「パークボランティア」とは、前項に掲げる目的を理解し、情熱をもってこれに自発的に協力しようとする者で、国立公園内の一定の地区毎に自然保護事務所長又は国民公園管理事務所長（以下「所長」という。）の登録を受けて、次項に定める活動を行う者をいう。

3 活動内容

パークボランティアの活動内容は、各地区の状況に応じ、自然解説、利用者指導、野生動植物の保護管理、調査、公園利用施設の維持修繕及び美化清掃等への協力とする。

4 自然保護事務所及び国民公園管理事務所の役割

自然保護事務所及び国民公園管理事務所は、前項に掲げるパークボランティアの活動（以下「パークボランティア活動」という。）を適切に運営にするため、必要な体制の整備、研修等を通じた情報の提供、便宜の供与等を行うものとする。

5 地元との協力

パークボランティア活動の運営は、地元の関係機関や関係団体等と協力しつつ行うものとする。

6 パークボランティアの登録

所長は、次項に定めるパークボランティア活動運営基本計画に基づき、パークボランティアを地区毎に登録し、名簿を作成するものとする。

7 パークボランティア活動運営基本計画

所長は、パークボランティア活動を運営しようとする場合、これが円滑に行われるよう、地区毎に次の事項を定めた基本計画を策定し、自然環境局国立公園課長（以下「国立公園課長」という。）に報告するものとする。

- (1) 活動運営の基本的方針
- (2) 活動の運営体制に関する事項
- (3) 協力を依頼する活動の内容
- (4) 研修及び登録に関する事項
- (5) 活動に対する便宜供与の内容
- (6) その他活動の運営に関して明らかにしておくべき事項

所長は、基本計画の内容を変更した場合は、すみやかに国立公園課長に報告するものとする。

8 パークボランティア活動実施計画及び活動状況報告

所長は、年度毎に、パークボランティア活動に関する具体的な活動実施計画及び前年度の活動状況を地区毎にとりまとめ、5月末日までに国立公園課長に提出するものとする。

附則

この要綱は、平成6年7月18日から施行する。

この要綱は、平成16年3月12日から施行する。

この要綱は、平成27年6月26日から施行する